

事 務 連 絡
平成25年7月25日

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室長

「犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」の一部改正について

今般、「犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」（平成11年12月27日農林水産省告示第1628号）が平成25年7月25日付けで別添のとおり改正され、同日から施行されました。

つきましては、このことについて、関係団体へご周知をお願いいたします。